

年又押置造講堂關所云々。太無謂。不日可令勘過。若及異儀者、可有殊沙汰之狀如件。

貞治六年八月廿一日

(足利義詮) 在判

山門造講堂關所

九月十四日。長谷部義勝、鳳至郡總持寺塔頭法光院に櫛比莊の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五四一

きしんしたてまつるのとくにふげしのこほりくし、のしやうのうち義勝ちぎやうぶんの田の事

合貳段者在所うちほのむら
まん三郎つくり

右彼田地者、義勝ぢうだいさうでんのしよりやうたるによつて、後生ぼたいのために、師匠がさんおしやうの御たちうほうくわういんを、えいたいきしんしたてまつるところなり。しかるに彼田において、義勝がしそんとして、いらんわづらいをいたさんともがらは、ふけうのしそんとして、義勝があとをちぎやうすべからず。たゞしみくうじ以下あるべからず。仍爲後日のきしんじやう如件。

貞治六年ひつじ。九月十四日

(長谷部) 沙彌義勝 在判

爲後證所封裏也。

應安元年八月廿七日

(吉見氏願) 彌 在判

(義勝の長谷部氏なることは、應永六年六月十七日の條の總持寺々領目錄に見ゆ。)

九月十五日。足利義詮、進士爲行の領能美郡比樂村を他所と交換せしむ。

【古券書】

五四二

(足利義詮) 袖判

下 進士太郎左衛門尉爲行

可令卓領知越中國三田社地頭職事

右爲加賀國比樂村替所宛行也。者、早守先例可致沙汰之狀如件。

貞治六年九月十五日

(正平廿一年九月廿四日の條參照。)

十月二日。後光嚴院、山城南禪寺領能美郡得橋郷勅役・院役以下を免除せしめ給ふ。

【南禪寺文書】 山城

五四三

左辨官 下南禪寺

應因准先例、免除伊勢太神宮役夫工米・御禊・大嘗會

以下勅役・院役、并都鄙寺社所役、及國中段米棟別、津

津關關質料、凡恒例臨時公役等、永爲當寺領、尾張國

杜庄地頭職、遠江國初倉庄内江富郷村上泉村・吉永郷・

鮎河郷付河尻村・藤守郷、同國新所郷、加賀國得橋郷・

同郷内矢嶋村地頭職、佐羅村・佐野村・今村・府南社神主

職并得南・益延・長恒等參名、同國等間東保、但馬國池寺

庄・幡磨國矢野別名、同國大塩庄、備中國三成庄等事。

右得彼寺住持沙門祖禪去七月日奏狀稱、當寺者龜山法皇

革皇居成佛園、勵淑志興祖宗、被降天澤廣大之宸翰、

被成五山最頂綸旨。其上宛當代再興淑願、被成下官符

宣畢。爰相漏彼文章所々依有之、役夫工米・御禊・大嘗

會以下、津津關關質料、諸方棟別役致其沙汰之上者、任

建武之官符、當寺領古今分、悉被停止都鄙大小諸役之旨、新被成下官符宣、備永代安全之龜鑑、全寺用遂造營大功、彌欲奉祈天長地久之御願者、權大納言藤原朝臣實音宣、奉勅、依請者、同下知彼國國既畢、寺宜承知、依宣行之。

貞治六年十月二日

(兼治) 大史小槻宿禰 左判

右中辨藤原朝臣 在判

十一月朔日。尼見祐、鳳至郡總持寺塔頭法光院に櫛比莊内保村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五四四

きしんしたてまつる田の事

合百刈者在所うちほのむら
まん三郎つくりのうちなり

右かのたは、くし、のしやうのうち、あらやのちとうし

やみぎしやうのてより、しろのぜに六くわんもんに、を

いたいをかぎりかいとつて、ししやうがさんおしやうの

御たつちうほうくわういんへきしん申ものなり。つきに

はあまけんいうごしやうぼたいのためなり。よつてごに